

「有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」  
 に対して提出された御意見と総務省の考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>「改正の概要」に記載されている様な「市町村全域の一部区域のみ施設区域とする事が適当である場合」は、ジャパンケーブルネット株式会社のグループケーブルテレビ局（以下、グループ局）に於いても多数見られます。今回の訓令案に対する意見募集にあたり、グループ局17局の意見を集約し、ジャパンケーブルネット株式会社として、今回の改正案について基本的に賛同します。</p> <p>但し、第4条（2）に於いて以下の点についてもご考慮頂きたい、意見を申し述べます。</p> <p>1. 「河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない場合」とありますが、地形以外にも鉄道や道路などにより区域が分断されており、実質的に施設設置が困難な場合があります。</p> <p>この様な鉄道や道路など、地形以外の構造物についても、今回の改正対象として頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">（ジャパンケーブルネット（株））</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、第4条（2）に対する御意見についてですが、地形以外の構造物を原因とするものであっても、やむを得ない場合においてのみ、市町村の一部区域を施設区域とすることが認められます。</p>
<p>2011年7月の地上デジタル放送移行に際し、地デジ化が遅れている電障施設等への現状に沿った現実的対応が益々求められるものと考えております。</p> <p>本件資料にもありますように、様々な事情により、現行規定では地上デジタル放送普及促進に向けて機動的に対処が難しい状況が発生しております。</p> <p>よって、今回の改正により、基準の明確化とともに地上デジタル放送の受信環境の整備がより円滑に進む効果が期待されると考えますので、本改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">（（株）ジュピターテレコム）</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>有線テレビジョン放送法でも、交付金を利用した施設整備は除き、電気通信役務利用放送法の考え方を適用し全域化は免除されるよう求めます。</p> <p>現行の有線テレビジョン放送法関係審査基準における施設区域については、原則として「行政区域（市町村）の全域」に設定されています。今回の一部改定では、行政区域（市町村）の全域を施設区域とすることが必ずしも適切であると認められない場合の具体的事例をお示し頂いていますが、「河川等地形上やむを得ない事情等がある場合」とは、どのような場合でしょうか。電力や</p>	<p>有線テレビジョン放送施設の施設区域については、有線テレビジョン放送の受信者利益の保護のため、収益性の高い地域以外にも広く業務の提供が行われるよう、本審査基準において、原則として「行政区域（市町村）の全域」とすることを求めています。ただし、受信者利益の保護の視点から問題が</p>

<p>NTTなどのルートは必ず存在する中で、地形等を理由に「行政区域（市町村）の全域化」を免除される趣旨が不明確です。この方針は全域化が許可基準に設定されていない電気通信役務利用放送法と一部重なる内容となっております。</p> <p>そうであるならば、有線テレビジョン放送法でも、交付金を利用した施設整備は除き、地形等の理由は全く無いが、現在、「行政区域（市町村）の全域化」に至っていない数多くの地域で電気通信役務利用放送法の考え方を適用し全域化は免除されるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">（株）Z T V</p>	<p>無いと例外的に考えられる場合にのみ、一部区域を施設区域とすることが認められることを明確化するため、今回の改正を行うものです。</p> <p>なお、「河川等地形上やむを得ない事情等がある場合」とは、河川等地形上の事情から、同一市町村に存在する有線テレビジョン放送事業者が効率的に施設を設置できない等により有線テレビジョン放送が提供されていない場合を指しています。</p>
<p>2011年7月の地上デジタル放送移行に際し、電障施設等への目細かい対応が今後益々求められるものと考えております。</p> <p>今回の「有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部を改正（案）」にありますように、「市町村合併により行政区域が変化した場合」等様々な事情により、現行規定では地上デジタル放送普及促進に向けて機動的に対処ができない状況が発生しております。</p> <p>本改正により、地上デジタル放送の受信環境の整備のために、隣接する市町村の共同受信施設をケーブルテレビ事業者所有の既存の有線テレビジョン放送施設に組み込むことによって、地上デジタル放送移行がより円滑に進む効果が期待されると考えますので、本改正案には賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">（社）日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>（意見）</p> <p>改正案第4条中「第252条の19」を「第252条の19第1項」に改める。</p> <p>（理由）</p> <p>「指定都市」の定義規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に置かれているが、改正案第4条では、条項が正しく引用されていない。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>御意見のとおり修正致します。</p>

以上